

平成30年2月15日

株式会社 E T Sホールディングス

パラリンアート パートナー契約締結のお知らせ

株式会社 E T Sホールディングス（東京都豊島区南池袋 代表取締役 三森 茂、以下「当社」）は、一般社団法人 障がい者自立支援機構（東京都港区芝 創業者理事 松永 昭弘、以下「パラリンアート」）の活動内容に賛同し、本日、パラリンアート活動の普及促進に貢献するパートナー契約を締結いたしました。

本日、当社が、パラリンアートと締結のパートナー契約は、平成30年3月1日より実務開始し、主な業務内容は、次の通りとなります。

- ・パラリンアート活動に賛同するオフィシャルパートナーおよび賛助会員の募集に関する業務
- ・パラリンアートの普及促進に関する業務

当社は、企業理念に“社会に貢献する企業”を掲げ、これまで自然災害による被災地支援や障がい者施設等への寄付等、間接的な支援活動を数々行ってまいりました。

この度、障がい者の自立支援活動に民間レベルで取り組むパラリンアートの活動に賛同し、同活動の普及促進を図ることにより、障がい者に近い位置から社会貢献する活動を行う事を目的にパラリンアートとパートナー契約を締結いたしました。

調印式に対する感謝状授与の写真



左：セイン・カミュ理事

右：当社 代表取締役社長



＝ パラリンアート法人概要・活動内容 ＝

法人名：一般社団法人 障がい者自立支援機構

設立年月日：平成24年12月5日

所在地：〒105-0014 東京都港区芝3-40-4 三田シティプラザ5階

創業者理事：松永 昭弘 理事 セイン・カミュ（タレント） 他4名

スペシャルサポーター：香川 真司

URL：<http://paralymart.or.jp>

登録アーティスト数：640名（平成29年12月現在）

パラリンアートとは、

障がい者がアートで夢を叶える世界を作る。

障がい者アーティストと“ひとつのチーム”になり、社会保障費に依存せず、民間企業・個人の継続協力で障がい者支援を継続できる社会貢献型事業。

パラリンアート活動内容は、

障がい者アーティストと“ひとつのチーム”になったアート事業。

- ・パラリンアートは、障がい者アーティストのアート作品（絵画・デザイン等）の利用を促進する活動。
- ・パラリンアートに登録を希望する障がい者は誰でも無料で参加可能。
- ・パラリンアートに採用された登録アーティストや障がい者施設にアート利用報酬（社団の利益の50%）を支払う（アーティスト報酬は、2016年4月～2017年3月期で約700万）。

本件お問い合わせ先

株式会社 E T Sホールディングス パラリンアート事務局

電話：03-5957-7661（代表） F A X：03-5957-7691

E-MAIL：paralymart@ets-holdings.co.jp